

外国為替先物予約規定

1. 為替予約の締結

- (1) 当社が認める外貨定期預金について、預金者は、当該預金の元利金の満期日における円貨額の確定を目的として、為替予約を締結することができます。ただし、自動継続扱いの外貨預金については、外貨定期預金規定5. (3)にしたがい、自動継続停止を申出後のみ、後述(2)に準じて締結することができるものとします。
- (2) 為替先物予約取引の申込み、締結は、為替予約の対象となる外貨定期預金が開設または継続された日の翌営業日から満期日の7営業日前までできるものとします。

2. 為替予約レート

為替予約レートは当社が定めるものとします。

3. 為替予約の実行

- (1) この為替予約は、当該外貨預金の満期日に履行されるものとします。外貨定期預金以外の取引には使用できません。
- (2) 満期日にこの預金の解約を預金者が行わないときは、当社が預金者に代って当該預金の解約を行ったのち、為替予約を履行して、当社の一時的預り金として処理いたします。この場合は外貨定期預金規定(自動継続)5. (4)の満期日以後の利息は計算しないものとします。また当該外貨定期預金証書あるいは通帳記載は無効となるものとし、ただちに当社に返却するものとします。

4. 為替予約の確認書

為替予約取引締結後、当社はその内容を記した明細書を確認書として送付します。その内容に対する異議の申し立ては、預金者本人が明細書を受領した後3日以内に書面にて行われた場合に限り有効とします。この期日までに書面による異議申し立てのない場合、当社は預金者が明細書の内容に同意したものとします。

5. 為替予約の取消し

締結された為替予約は変更および取消はできません。万一やむをえない事情により、当社の承諾を得て上記為替予約の対象である外貨定期預金の満期日前解約を行った場合は、当該為替予約は当然に取消されたものとし、これにより生じた手数料、費用その他当社に生じたすべての損害は、預金者の負担となります。

6. 譲渡等の禁止

預金者は当社と締結した為替予約による権利については、譲渡または質入することはできません。

7. 届出事項の変更

預金者が外貨預金規定総則3. (1)の届け出を怠ったため、届出住所に対して当社から行った通知または送付した書類等が延着しましたまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

以上
(2020年4月1日現在)